

石綿含有の有無の確認

(1) 建築時の設計図書等の確認

① 竣工年の確認

竣工年だけでは、石綿を含有するかどうかの判断はできませんが、石綿含有建材が盛んに使用されていた時期に竣工したものは、石綿含有建材が使用されている可能性が高く、石綿の有害性が社会問題となってからのものは、可能性が低いというような、あくまでも目安と考えてください。石綿含有建材は、現在では製造されていませんが、建材の種類や含有量によって製造されていた時期が異なります。下の表に示す製造期間に工事を行った建築物は、石綿含有の可能性が高いといえます。(竣工年の確認だけでは、石綿が含有されていないとは言えません！)

吹付け石綿等が使用された概ねの期間

吹付け材の種類	石綿含有量等		使用期間					
			S30	40	45	50	55	60
吹付け石綿	吸音・断熱用(石綿:約70%)			←	→			
	耐火被覆用(石綿:約60%)			←	→			
石綿含有吹付けロックウール	石綿:5%以上30%以下				←	→		
	石綿:1%以上 5%以下	乾式工法				←	→→
		湿式工法			←	→	→ S63

出典:「改訂既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」(日本建築センター)

注:.....▶ は、石綿含有割合が1%未満含まれるもの。(一部、石綿含有量1%以上のものも使用されていた。)

② 使用されている建材(商品名)の確認

建築士等に依頼し、図面等で、使用されている建材を確認します。商品名がわかる場合は、国土交通省・経済産業省の「石綿(アスベスト)含有建材データベース*」、(社)日本石綿協会や各メーカーのホームページ等で石綿含有建材の商品名と製造年等が公表されているので、これと照合しましょう。照合の結果、使われている建材がデータベースと一致すれば、ほぼ石綿含有建材と考えて差し支えありませんが、一致しなくても在庫品が使用されていたり、石綿が微量(0.1%~1%)に混入されている場合があるため、石綿を含有していないことを確認するためには、分析調査が必要です。

なお、同じ商品名でも製造年により石綿含有の有無が異なりますので、商品名とあわせて製造年も必ず照合してください。

また、「同等品」等と記載されている場合には、実際に使用されている商品が確認できないので、石綿含有の有無の特定は困難ですので、分析調査を行ってください。

*:石綿(アスベスト)含有建材データベースは、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071213_.html)からダウンロードできます。

(参考)図面の確認方法

一般的な図面には、特記仕様書・仕上表という図面があります。これらには、使用している建材、製品名等が記載されています。

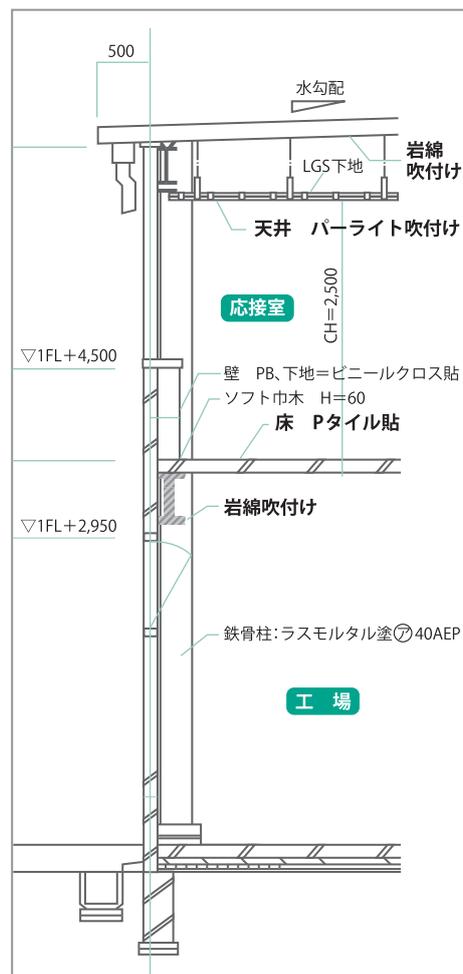
- 特記仕様書部分
 - ・ 主な建材名
 - ・ 耐火被覆の仕上げ方法 等
- 仕上表
 - ・ 内装材の製品名 等
- 矩計図(かなばかりず)
 - ・ 建材名、仕上げ材料名 等

仕上表の例

室名	床		巾木	壁	天井	
	下地	仕上げ			下地	仕上げ
事務室	木組	フローリング	木	ビニールクロス	LGス下地	岩綿吸音板
教室A	木組	フローリング	ソフト木	石膏ボード、 ビニールクロス	石膏ボード	ビニールクロス
調理室	木組	モザイクタイル貼	モザイク塗金ゴテ	フレキシブル板	コンクリート	吹付け アスベスト
廊下	木組	Pタイル	ソフト巾木	ビニールクロス	コンクリート	吹付け アスベスト
給湯室	木組	長尺	ソフト巾木	フレキシブル板	ケイ酸 カルシウム板	ビニールクロス

(注)色が付いている部分は、石綿含有建材の可能性があります。

矩計図の例



(2) 分析調査

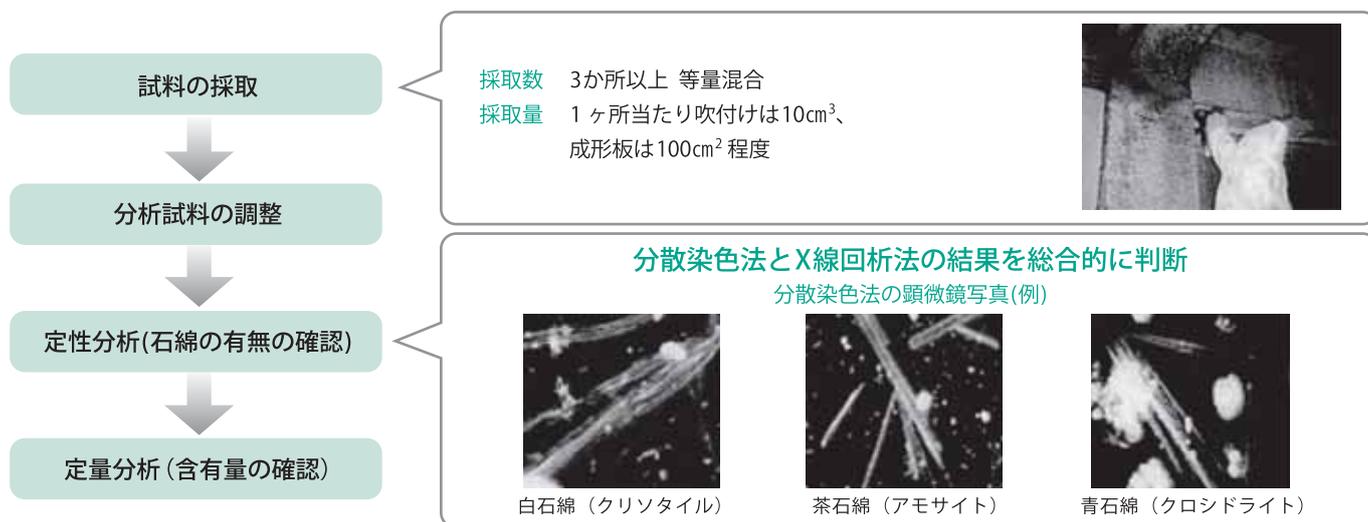
建材中の石綿含有の有無(特に石綿が含有されていないこと)を確認するためには、専門の調査機関に依頼し、分析することが必要です。

分析には、定性分析と定量分析があり、定性分析は、石綿の含有の有無を調べるもので、分散染色法*とX線回析法の結果を総合的に判断します。

定量分析は、定性分析で石綿の含有が確認されているものについて含有量の割合を調べるものです。いずれも専門的知識と技術が必要なので専門の分析機関に依頼してください。分析機関の一覧は、大阪府のホームページにも掲載しています。(URL <http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/taiki/asbestos/index.html>)

分析費用は、定性分析で約2万円～6万円、定性・定量分析は、約4万円～10万円といわれています。(出典:建築施工単価2006年)

*分散染色法:それぞれの石綿の種類に応じた浸液を用いて位相差分散顕微鏡で観察し、繊維状物質を計数。



注：平成18年9月1日に石綿含有建材の規制対象が1%を超えて含有するものから0.1%を超えて含有するものに強化されました。これに伴い、平成18年9月1日以前に分析調査を実施し、「ND」や「検出せず」となっているものでも、1%以下の石綿が含有されている可能性があることから、石綿の含有の有無を確認するためには、再度分析調査を実施する必要があります。ただし、平成18年8月21日付け基発第0821002号、厚生労働省労働基準局長通達で「分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。」となっているので、分析した機関に確認してください。

(3) 石綿使用等の標示

不特定多数の府民が利用する集客施設等において、石綿含有吹付け材の使用が無い場合や改善措置が実施されている場合などには、その旨の標示を行うことにより、利用者の不安の解消に努めましょう。

なお、大阪府においては、府有施設における石綿の使用状況等の調査を実施し、必要な飛散防止措置等を講じるとともに、「アスベスト点検結果標示制度」を創設し、府有施設利用者の石綿に対する不安解消に努めています。府有施設における「アスベスト管理マニュアル」や点検結果標示制度については、大阪府ホームページ (<http://www.epcc.pref.osaka.jp>) に掲載していますので、参考にしてください。

大阪府の「アスベスト点検結果標示取り扱い要領」要旨

(1) 標示内容

(1)－1 標示A(アスベストを使用していない場合)

この施設は、アスベストを含有する吹付け材を「使用していません」。平成17年度以降に実施した府有施設のアスベスト使用状況調査で、吹付けアスベストが無かった施設、除去を行った施設に標示する。

(1)－2 標示B(封じ込め、囲い込みなどの対策を実施している場合)

この施設は、一部の場所(※)でアスベストを含有する吹付け材を使用していますが、「飛散防止対策を実施」しています。封じ込め、囲い込み及び応急措置等の飛散防止対策を行った施設に標示する。

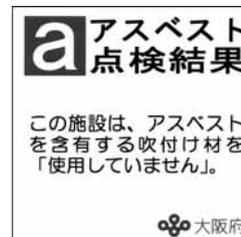
(1)－3 標示C(アスベストを使用しているが、管理を適切に実施している場合)

この施設は、一部の場所(※)でアスベストを含有する吹付け材を使用していますが、室内空気環境測定の結果、「世界保健機関の環境保健基準値以下であることを確認」しています。(測定日 平成 年 月 日) 対策工事前であるが、「室内環境測定及び目視点検」の結果が良好な施設に標示する。

(※) 下線部には、室名を記入してもよい。又複数室の場合は別紙で標示してもよい。

(2) 標示場所

施設単位毎の点検結果に応じて、おおぜいの人が利用する出入口などの分かりやすい位置に標示する。



大阪府の標示Aの例